

回 答 書

工事名：急傾斜地崩壊対策工事（沼北小学校地区）

	質 問 事 項	回 答
1	三原市は令和 5 年 4 月 1 日以降に発注する工事について、対象工事となる土木一式工事等は熱中症対策に資する現場管理費の補正を特記仕様書に記載するとしておりますが、本工事は対象工事に該当しないのでしょうか。	特記仕様書に記載がない場合であっても、別紙の 1 対象工事（1）対象工事の要件を満たす場合、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象です。本工事は要件を満たすため、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象です。